

各種助成事業一覧表

平成22年5月現在

1. この一覧表は、例年神奈川県から箱根町へ照会がある助成事業について取りまとめたものです。
2. 各事業の詳細については、各助成団体のホームページに要綱、申請書等が掲載されていますので、ご確認ください。

I 財団法人自治総合センター(HPアドレス: <http://www.jichi-sogo.jp/index.html>)

助成事業名	助成対象者	助成対象事業	助成限度額 (助成率等)	例年の照会期間
環境保全促進事業	県、市町村	(1)地域環境、地球環境に係る保全活動、教育啓発の推進を図るためのソフト事業(各種イベント、交流会、発表会、指導者養成研修会等) (2)国の補助金の交付を受けない単年度事業	県・市町村:1件200万円以内(10万円単位、100%以内) 地区住民のコミュニティ組織:1件100万円以内(10万円単位、100%以内)	3月中旬～4月中旬
宝くじスポーツフェア開催事業 ドリーム・ベースボール～名球会・OBクラブがやって来る～	県、市町村	(1)事業内容:名球会指導者クリニック、少年少女ふれあい野球教室、ふれあい講演会、ドリーム抽選会、アトラクション、ドリームチームとの親善試合 (2)施設要件:①野球場(2,000席以上の内野席)、②講演会場(300人以上)、③雨天会場(800人以上)	下記以外は原則自治総合センター負担。地元負担は①会場及び付帯施設・設備等の提供・運営、②音響設備の設置、③運営スタッフの提供、④参加者・出場者の募集・管理、⑤開催告知及び観客の動員、⑥選手等の送迎、⑦選手・スタッフの昼食等手配など	7月上旬～8月中旬
宝くじスポーツフェア開催事業 はつらつママさんバレーボール	県、市町村	(1)事業内容:バレーボール指導者クリニック、バレーボール教室、アトラクション、フレンドリー・マッチ、ドリーム抽選会 (2)施設要件:公立体育館等(600席以上の固定席、コート2面以上)	下記以外は原則自治総合センター負担。地元負担は①会場及び付帯施設・設備等の提供・運営、②音響設備の設置、③運営スタッフの提供、④参加者・出場者の募集・管理、⑤開催告知及び観客の動員、⑥選手等の送迎、⑦選手・スタッフの昼食等手配など	7月上旬～8月中旬
宝くじスポーツフェア開催事業 ドリーム・サッカー日本代表OBがやって来る!	県、市町村	(1)事業内容:サッカー指導者クリニック、少年少女サッカー教室、抽選会、アトラクション、親善試合 (2)施設要件:①サッカースタジアム(ピッチが天然芝、3,000席以上の観客席)、②サブグラウンド、③雨天会場(800人以上)	下記以外は原則自治総合センター負担。地元負担は①会場及び付帯施設・設備等の提供・運営、②音響設備の設置、③運営スタッフの提供、④参加者・出場者の募集・管理、⑤開催告知及び観客の動員、⑥選手等の送迎、⑦選手・スタッフの昼食等手配など	7月上旬～8月中旬
共生のまちづくり助成事業	(1)総務省「地域活性化事業要綱」中「少子・高齢化対策事業」による事業計画(「共生のまち推進事業取扱要領」による事業計画を含む。)に基づく事業を実施している又は実施した市町村 (2)平成11年度以降、(1)と同様と認められる事業を地方単独事業として実施している又は実施した市町村	(1)左記事業と相まって事業効果を一層高めることが期待できる事業 (2)すべての人がいきいきと生活し、人と人との交流が深まる共生型社会を実現するためのモデル的な事業	1団体1,000万円、施設等の整備を含まない場合は500万円限度(10万円単位、100%以内)	9月上旬～10月上旬
コミュニティセンター助成事業	市町村	住民の行う自主的なコミュニティ活動を積極的に推進し、その健全な発展を図るため、住民の需要の実態に応じた機能を有する集会施設(コミュニティセンター・自治会集会所等)の建設整備に関する事業	対象となる総事業費の5分の3以内に相当する額	9月中旬～10月上旬
自主防災組織育成助成事業	市町村	(1)一定地域の住民が当該地域を災害から守るために自主的に結成した組織又はその連合体が行う災害の被害防止活動及び軽減活動に直接資するものの整備に関する事業 (2)平成22年度地域防災スクールモデル事業に選定された事業	左記(1)30万円～200万円 左記(2)30万円～250万円。ただし、この内設備の整備については200万円上限	9月中旬～10月上旬

助成事業名	助成対象者	助成対象事業	助成限度額 (助成率等)	例年の照会期間
青少年健全育成 助成事業	県、市町村	青少年の健全育成に資するため、主として親子で参加する(スポーツ・レクリエーション活動に関する事業、文化・学習活動に関する事業、その他コミュニティ活動のイベント等に関する事業)ソフト事業 ただし、自治総合センターが実施している野球、バレーボール、サッカーに関する事業と重複するものは対象外	30万円～100万円	9月中旬～10月上旬
シンポジウム助成 事業	県、市町村	(1)シンポジウム(パネルディスカッション、基調講演)、事例発表、展示会等 (2)国の補助金の交付を受けない単年度事業	1事業300万円限度(10万円単位、100%以内)	11月下旬～12月下旬

II 財団法人地域活性化センター(HPアドレス: <http://www.chiiki-dukuri-hyakka.or.jp/>)

助成事業名	助成対象者	助成対象事業	助成限度額 (助成率等)	例年の照会期間
スポーツ拠点づくり 推進事業	小・中・高校生が参加するスポーツの全国大会の継続開催を希望する市町村と関係するスポーツ団体が自主的に協議を行い、大会を継続開催することとし、共同でスポーツ大会開催計画を策定・承認された市町村	左記大会の開催に要する経費の内、市町村が負担する経費	1件500万円以内 ※初期費用の負担が含まれる場合1,000万円以内 助成期間:10年限度	6月中旬～9月上旬
魅力ある商店街 づくり助成事業	市町村	市町村が中心市街地における商店街振興に関して策定する基本計画等により実施する事業で、商店街のイメージアップに資する施設、設備等の整備事業	1件2,000万円に消費税額等を加えた額を上限(100%以下)	11月下旬～12月下旬
活力ある地域づくり 支援事業	市町村、広域連合、一部事務組合等	(1)地域資源活用助成事業:地域の自然・文化・歴史・産業・生活習慣等の特性を地域資源として発見し、積極的な活用を図ることを目的として実施する特色あるソフト事業 (2)広域連携推進助成事業:複数の助成対象団体が共同して広域的な連携を目的として実施するソフト事業及び平成11年7月16日以降に合併してできた市町村が住民の一体感の醸成等を目的としたソフト事業 (3)活力ある商店街づくり助成事業:地域の特色を活かし、主として中心市街地において自主的・主体的に実施される商店街の活性化を目的としたソフト事業	1件300万円上限(千円単位、100%以下)	11月下旬～12月下旬
公共スポーツ施設等 活性化助成事業	市町村、広域連合、一部事務組合等	(1)システム整備事業:助成対象施設の有効利活用を促進するために実施される効果的・効率的な利用システムを新規に整備するもの又は抜本的見直しを行う事業 (2)ソフト事業:助成対象施設において実施される地域スポーツ活動を推進するためのソフト事業又は健康増進に資するためのソフト事業	システム整備事業:1,000万円上限(1万円単位、100%以下) ソフト事業:100万円(1万円単位、100%以下)	11月下旬～12月下旬
地域イベント助成 事業	市町村	(1)コミュニティが主体となって行い、創意と工夫に富み、地域の活性化に貢献すると思われるイベント (2)国等の補助金の交付を受けない単年度事業	1件100万円上限(千円単位、100%以下)	11月下旬～12月下旬
地域づくりアドバイザー 事業	市町村、広域連合、一部事務組合等	地域の活性化を推進するためにアドバイザーを招へいして指導若しくは助言を受ける事業又は研修会等を開催する事業で、テーマに具体性のある単年度事業	1件30万円上限(千円単位、100%以下)	11月下旬～12月下旬
合併市町村住民 組織活性化支援 事業	平成11年度以降平成22年度までに合併(予定)した市町村	(1)合併後に主たる事務所が置かれていない旧市町村の地域で、住民組織等が、自主的・主体的に実施する当該地域を活性化する事業 (2)国等の補助金の交付を受けない単年度事業	1件300万円上限(千円単位、100%以下)	11月下旬～12月下旬

助成事業名	助成対象者	助成対象事業	助成限度額 (助成率等)	例年の照会期間
移住・交流推進支援事業	市町村	地域団体等との協働により都市住民などの移住交流の継続的な仕組みづくりを推進する事業 (1)地域団体等がネットワークやノウハウを広く活用して自主的・主体的に実施する事業 (2)助成終了後の事業展望が明確であり、継続・発展して実施されると認められる事業 (3)国の補助金の交付を受けない単年度事業	1件200万円上限(千円単位、100%以下)	12月中旬～1月中旬

Ⅲ 財団法人日本宝くじ協会

助成事業名	助成対象者	助成対象事業	助成限度額 (助成率等)	例年の照会期間
各種施設助成事業	(1)都道府県・指定都市 (2)市町村及び特別区その他の特別地方公共団体 (3)原則として○公益法人認定法及び一般社団・財団法人法の規定により都道府県知事が認定した公益社団法人・公益財団法人及び都道府県知事が認可した一般社団法人・一般財団法人○整備法の規定による特例民法法人であって、公益社団法人又は公益財団法人に係る都道府県知事の認定あるいは一般社団法人又は一般財団法人に係る都道府県知事の認可の申請を行っている法人もしくは申請を計画している法人○社会福祉法第30条第1項に定める社会福祉法人 (4)特定非営利活動促進法の規定により都道府県知事が設立を認証した特定非営利活動法人(NPO法人) (5)原則として、都道府県・指定都市が出資している地方独立行政法人及び第3セクター(ただし、地方公共団体が応分の出資や役員の派遣を行っているなど、当該会社の事業に公益性が十分認められる場合) なお、(2)から(5)の場合は、所轄の都道府県知事又は指定都市市長の副申を付けて申請してください。	(1)自治宝くじの普及宣伝、かつ、社会福祉、社会教育、体育その他公益の増進に資すると認められる新規の事業 (2)既存の施設の修築、大規模修繕、大規模模様替(以下「改修事業」という。)のうち、次の①から③に掲げる要件のいずれかに該当するもので、国、地方公共団体及び公営競技関係団体などの補助を受けない事業を助成対象とします。 ①過去の助成物件で、改修事業を行うことにより、不特定多数の者の利用が見込まれる施設 ②地方公共団体が所有する既存の施設で、改修事業を行うことにより、従前とは別の目的及び用途として利用し、不特定多数の者の利用が見込まれる施設 ③地方公共団体が所有する歴史的建造物で、改修事業を行うことにより、不特定多数の者の利用が見込まれる施設	事業の実施に直接必要な工事請負費、設計委託費、備品購入費が助成対象	9月中旬に照会 1月上旬に県へ申請書提出

IV 財団法人地域総合整備財団(HPアドレス: <http://www.furusato-zaidan.or.jp/>)

助成事業名	助成対象者	助成対象事業	助成限度額 (助成率等)	例年の照会期間
新技術・地域資源 開発補助事業	市町村	(1)新たな視点や技術等を導入し、既存商品と差別化を図り、将来的に 事業化・量産化が可能な特徴ある新商品開発とその販路開拓を行うこと で地域産業の発展が図られる事業 (2)地域の特色のある各種資源に着目し、その資源を用いて、将来的 に事業化・量産化が可能な特徴ある新商品開発とその販路開拓を行う ことで地域産業の育成が図られる事業	新技術開発補助金: 1 事業1,000万円限度 (2/3以内) 地域資源開発補助金: 1事業300万円限度(2 /3以内)	12月下旬に照会 第1回締切: 1月 中旬 第2回締切: 5月 中旬
新分野進出等ア ドバイザー派遣事 業	市町村	(1)民間事業者の新製品の開発や販路開拓などの新分野進出事業 (2)地域振興のために地方公共団体が民間事業者等とともに事業化を 構想・企画している事業	アドバイザーの派遣に 要する経費(1件につき 5人回を限度)	1月上旬に照会 第1回締切: 1月 下旬 第2回締切: 4月 下旬
PFIアドバイザー 派遣事業	市町村	(1)PFI等の基礎的な事項に関すること (2)PFI等の具体的な検討事業に関すること	アドバイザーの派遣に 要する経費(1件につき 1回を限度)	1月上旬～3月上 旬
まちなか再生総 合プロデュース事 業	市町村	(1)まちなか再生支援専門家と業務の委託等契約を締結するもの (2)事業実施に係る実質的成果が期待できるもの (3)まちなか再生支援専門家チームとの連携を円滑に行う体制の整備 等、効果的に実施されるような仕組みを有するもの (4)継続的なまちなか再生を推進するために行うもの (5)国等の補助金の交付を受けない単年度事業	1団体1,000万円限度 (2/3以内)	1月中旬～2月上 旬
まちなか再生支 援専門家派遣事 業	市町村	(1)まちなか再生スタートアップ派遣: 現地調査(視察、ヒアリング、資料 分析)、課題整理、アドバイス・提言、情報提供など (2)まちなか再生フォローアップ派遣: 進行中のまちなか再生事業の個 別課題のフォローアップ、具体的アドバイス、情報提供など	専門家の派遣に要する 経費(1件につき4人回 を限度)	1月中旬～2月上 旬
地域共創ビジネ ス支援事業	市町村	地域資源を活用した従来のコミュニティビジネスを基盤にして、広域の販 路開拓、他地域の専門的人材活用等による商品開発及び他地域資源と の連携によるビジネスの拡大など、地域内外交流創出型コミュニティビ ジネスの展開を目指す事業	1事業600万円限度(2 /3以内)	1月中旬～2月上 旬
e-地域資源活用 事業	市町村	(1)複数の市町村等で構成する組織が取り組む事業 (2)共通プラットフォームを活用して同一のテーマに基づいた情報を提 供するもの (3)国の補助金の交付を受けない単年度事業	1事業800万円限度(2 /3以内)	1月中旬～2月上 旬
地域再生環境整 備事業(新地域再 生マネージャー事 業)	市町村	(1)地域再生を目的とする事業の円滑な導入に、実質的な効果が期待 できる (2)地域再生マネージャー等の専門家と密接な連携が図られるなど、市 町村が事業を効果的に実施するための仕組みを有している	1事業400万円限度(2 /3以内)	2月中旬に照会 第1回締切: 3月 中旬 第2回締切: 6月 中旬

V 財団法人地域社会振興財団(HPアドレス: <http://www.zcssz.or.jp/>)

助成事業名	助成対象者	助成対象事業	助成限度額 (助成率等)	例年の照会期間
地域医療技術向上推進事業	県、市町村	地域社会における住民の健康及び福祉の向上を図り、健やかな地域社会づくりを推進していくため、それに必要な地域医療に従事する者の資質向上を目的とした「研修事業」及び「研究事業」	【研修事業】1事業1,000万円以内(100%) 【研究事業】1事業500万円以内(100%)	12月中旬～1月中旬
地域医療機関と住民との連帯推進事業	県、市町村	健やかに生活できる地域社会を形成するためには、診療所等の医療機関及びそこに勤務する医師等と地域住民の協力が重要であることに着目し、地域医療機関と住民とが協力して企画・実施する健康づくり推進事業(保健、スポーツ、レクリエーション等)	1事業200万円以内(100%)	12月中旬～1月中旬
健やかコミュニティモデル地区育成事業	市町村	健康で安全な生活が送れる地域社会を作っていくためには、コミュニティの役割が重要であることに着目し、コミュニティが主体となって行う活力があると共に健やかな地域社会づくりを推進することを目的とした、他のコミュニティ活動のモデルとなる事業	1事業200万円以内(100%)	12月中旬～1月中旬
介護保険等整備推進事業	市町村	急速に進行する高齢化・少子化とそれに関連して施行された介護保険制度等、現在の地域社会を取巻く環境は大きく変化し、保健・医療・福祉の分野において適切な対応が求められているため、各市区町村が行う介護保険等の整備推進に関する事業	1事業200万円以内(100%)	12月中旬～1月中旬
保健・医療・福祉事業等推進調査事業	市町村	地方分権、市町村合併の推進並びに急激に進行する少子・高齢化等により現在の地域社会を取り巻く環境は大きく変化し、保健・医療・福祉等の分野においても早急な対応が求められています。市(区)町村が保健・医療・福祉等の施策の企画・立案、実施・評価を行うにあたり、地域住民を対象とした意識、実態、ニーズ等の調査・分析を行う事業	1事業500万円以内(100%)	12月中旬～1月中旬